

会議名	第12回千郷地域協議会		公開
日時	令和5年2月15日(水) 午後7時00分～午後8時30分	場所	西部公民館 多目的ホール
出席者	(委員) 今泉昇一、今泉弘、老平良久、岡山雅仁、杉浦幸雄、岩倉明 今泉雅晴、熊谷明、菅沼基義、竹下秀則、熊谷三四四、近藤武 高井加奈、柳澤直美、神谷実加、瀧下一美、山本孝弘、牧野勲 山本紀子、岡山薰、柴田洋子 (事務局) 千郷自治振興事務所： 笹田明男所長、宮本博之（主担当）		
欠席者	(委員) 竹下和弘、大森良則 菅野行洋、吉瀬剛、岩田常文 伊藤雅明、浅井知寿子	傍聴者	1名
配布資料	次第		

議題・議事・発言等（要点記録）

1 開会及び会長あいさつ

今泉会長によるあいさつの後、本日の会議成立の報告を行った。

会議に先立ち会議録署名者を会長より「浅井知寿子」委員、「今泉昇一」委員の2名

を指名し両委員ともに承諾がされたため、次第に従い議事に移った。

2 議事

第1号議案 千郷地域活動交付金事業について

本議案については、前回地域協議会で持ち越しとされた以下3項目の協議として各項目ごとに協議がなされた。

「前年度審査の導入について」

事務局より、新城地区（新城・千郷・東郷・舟着・八名）では、前年度審査を導入している地域協議会は、東郷・舟着・八名が導入されており、うち東郷・舟着については昨年度より導入されたことが補足説明された。

（主な意見）

- ・本年度は時期的に難しいことが明らかであるが、今後導入を検討しても良いのではとも感じる。
- ・必要性が感じられない。
- ・事前着手承認申請という仕組みが用意されているので、何もあえて前年度審査を導入しなくても、年度当初より活動実施したいのであればそうした仕組みで対応できるのではないか。

以上の意見をもとに以下のとおり原案を定め、採決に移った。

【原案】：現時点では従来どおり当年度審査とするが、今後、課題が生じ必要とされた場合において、あらためて導入を検討する。

上記を原案とし、採決の結果賛成多数で決定とされた。

「交付金の上限額及び交付率について」

（主な意見）

- ・上限額を引き上げる事については、活動団体への金銭的な負担軽減が図られ、より

活動が活性化と拡大に繋がると思われ、早期に事業効果を得るために良いと思うが、上限額の設定についてはどの程度が妥当であるか判断に迷う。

- ・既存の上限額50万円の補助率100%で問題が無ければそのままでも良いとする。
- ・交付金といつても私たちの税金であり、既存の上限額50万円でも相当大きな額であると感じるため、現条件をそのまま据置で募集して良いと思う。
- ・案として、既存の50万円まで100%の交付率というのは残し、さらに上限額を予算の範囲無いで100万円と定めるが、既存の50万円を超えた申請については、自己負担が伴う仕組みはどうか。ただし、どの程度団体に自己負担を求めるかは協議により今から決定してはどうか。
- ・具体的な上限額の提案がなされたが、過去の申請状況を踏まえて考えてみても、上限額を100万円というのは妥当であると感じる。また、千郷地域協議会としては、過去に上限は今と同じように50万円であったが、交付率を30万円までは100%とし、30万円を超えた申請の場合に超えた対象事業費に対し10%の自己負担を求めていたこともある。自己負担を求める事については賛成であるが、あまり多くの負担額を伴うとなれば、活動団体が活動を広げようとする妨げともなってしまうことが懸念されるため、以前と同様に10%程度が妥当ではないかと感じる。
- ・上限を100万円まで引き上げること、さらには、50万円までは100%とし、これを超えた場合は、50万円を超えた対象経費に対し自己負担が必要とする案については、団体にも選択の幅が広がるため良いと思う。早期に事業効果を得たい団体については、多少の自己負担が伴ったとしても単年度で事業完了ができるることはメリットとなり得るのではないかと感じる。
- ・自己負担を求めるのは良いと思う。申請される団体も自己負担があるとなれば事業計画をしっかりと精査してくる事であろうし、採択されればラッキー的な無責任な申請の抑止にも繋がるのではないかと感じるが、どの程度の団体に自己負担をもとめるのか妥当となる額は難しい。
- ・過去と同様に10%ではどうか。例えば100万円の事業計画の場合50万円を超えた額に対し10%であることから、10万円の自己負担となるが全体事業費で考えれば、5%となる。こう考えれば過剰な負担を求めているとは考えにくい。
- ・自己負担が用意できない団体でも既存の仕組みは残されて行くため、50万円までは交付率100%として募集していくのであれば、あとは団体の考えに任せれば良いのではないか。
- ・上限額を100万円に定めたとしても、全ての申請が100万円の活動であるとは考えにくく、今までどおり10万円の事業費の活動もあれば50万円の事業費の活動もある。そう考えれば、千郷地域自治区に設定されている本交付金額の枠であれば、多くの活動団体に金銭的な支援もできるのではないかと思う。
- ・上限額を定めないという考え方もある。
- ・上限額を200万円でも良いのでは。そのかわりしっかりと審査する必要が生じるが。

以上の意見をもとに以下のとおり原案を定め、採決に移った。

【原案】：交付金の上限額を100万円とし、交付率については交付対象経費の総額が50万円未満の場合は100%以内、また、交付対象経費の総額が50万円を超えた場合は、超えた金額に対して90%以内とする。

上記を原案とし、これに対する採決結果は以下のとおりとなった。

<賛成>：11名 <反対>： 9名

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり決定とされた。

「分科会の設置について」

事務局により、他の地域協議会では交付金に特化した分科会を設置し、主に分科会

が審査をしているところや、申請に対する事前質問をまとめている地域協議会もあり、その地域協議会の実情にあわせた取組みとなっている旨の説明が補足された。

(主な意見)

・今まで本交付金に関することで、特に課題がないのであれば従来どおりでよいのではないか。

【原案】：現時点では従来どおり、設置しない方針とする。ただし、今後、課題が生じた場合に、あらためて設置の検討を行う。

上記を原案とし、採決の結果賛成多数で決定とされた。

■決定事項

本日3項目について、それぞれの項目について全ての方針が定まった。

このことにより、以下のとおりの内容で次年度地域活動交付金事業を実施することとすることに対し、あらためて採決に移った。

- (1)前年度審査の導入については、現時点では従来どおりとし、今後必要が生じた際にあらためて検討。
- (2)募集期間については、令和5年4月3日(月)から令和5年5月31日(火)までとする。
- (3)応募資格・要件については、従来どおりとし変更なし。
- (4)交付金額・交付率については、交付金の上限額を100万円とし、交付率については交付対象経費の総額が50万円未満の場合は100%以内、また、交付対象経費の総額が50万円を超えた場合は、超えた金額に対して90%以内とする。
- (5)本地域協議会としての取り決め事項・方針については、従来どおりとし変更なし。
- (6)審査会での団体によるプレゼンテーション、及び質疑応答や審査についての時間について、従来どおり変更なし。
- (7)団体によるプレゼンテーションの省略について、従来どおりとし変更なし。
- (8)審査の基準について、従来どおりとし変更なし。
- (9)分科会の設置について、現時点では従来どおり設置しない方針とするが、今後、必要が生じた場合に、あらためて設置の検討を行う。

上記内容により採決の結果、全会一致で賛成となり可決決定とされた。

第2号議案 地域計画推進体制検討会の検討委員の推薦案について

事務局より、配布資料の説明、また、前回地域協議会において方針となっていた事務局案の提示をもって協議する事となっていたため、事務局案が提示され協議に移った。

(主な意見)

- ・民生委員が委員構成に入っていないが良いか。

(事務局回答) 今回、千郷地区の主なまちづくりに関する活動団体に的を絞って案を考えた。民生委員についても検討したが、国や県といった行政主体の組織であることから、本委員構成からは抜いた案している。

・今後、委員が入れ替わるということではなく、今回推薦した方々に年度がかわっても継続して検討をしていってもらうという理解でよいか。

(事務局回答) そのように考えていますが、場合によっては検討を進めていくなかで、必要によっては追加推薦をお願いする場合もある。

その他に意見や質問等無かったことから、採決に移った。

採決の結果、事務局の提示した推薦案を原案として、全会一致で可決決定とされた。

■決定事項

原案のとおり可決決定されたため、推薦された各検討委員の承諾については、市により責任をもって行ってもらい、次回地域協議会の際にその時点での承諾状況や具体

的な委員構成を報告してもらうこととした。

第3号議案 地域課題解決に向けた提案事項等の検討状況と取扱い方針について

本議案については、先に分科会により方針案や検討がされているため、その内容や方針案など次のとおり事務局により報告がなされ、これを原案として協議して貰いたい旨の説明も同時にされた。

【原案】

- (1) 「地域交流促進」について、今後も優先的に検討を進め、早期に事業化する方針として次年度地域協議会へ引継ぐ（申送り）方針とする。
- (2) 「子どもの遊び場・居場所確保」について、今後も優先的に検討を進め、早期に事業化する方針として次年度地域協議会へ引継ぐ（申送り）方針とする。
- (3) 「通学路危険箇所解消対策」について、きめ細やかな現状把握といった基礎資料を整理する必要があり、そうしたものの整理を千郷自治振興事務所を主体に実施しそれらが出来た時点で必要に応じ検討を再開していく方針とする。
- (4) 「可燃ごみ集積所周辺環境改善対策（※提案の「カラス被害対策」含む）」について、令和5年度千郷地域自治区予算事業計画に「可燃ごみ集積所周辺環境改善対策事業」として予算措置し、市長に建議した経緯があるため、さしあたってはこの事業の効果や検証等を実施し、そのうえで依然として課題解決に至らず対処が必要と判断された場合、検討を再開する方針とする。
- (5) 「地域サポート」について、当地域において具体的な課題や、どのようなサポートやニーズが必要であるか要調査が必要であると考える。また、既存の行政などの仕組みやサポートの整理も同時に千郷自治振興事務所により行い、かつ地域住民などに対しても民生委員などを通じ調査し、千郷地域独自の課題解決策が必要と判断された場合において検討を再開する方針とする。
- (6) 「空き家対策」については、具体的な課題はなにか。そうしたものを、地域としてどのようにしていきたいか。何かに地域として活用したいのか。などもう少し課題の深掘りが必要と考える。まずは千郷自治振興事務所を主体に地域の現状把握、整理を行うことから始め、かつ空き家だけではなく、農地等の利用されていない遊休地についてもあわせて整理し、そのうえで必要に応じ検討を再開する方針とする。
- (7) 「野田川の堆積土砂による環境変化」について、管理者である愛知県にひとまず強く要望としていくことで本地域協議会としての検討は完結する方針とする。
- (8) 「野田城址の整備や活用」について、千郷地域計画の課題解決の為立ち上げられた「ちさと郷土研究会」を中心に今後は本件を検討していただくことを方針とする。そのうえで、ちさと郷土研究会より計画や事業実施報告、また進捗状況の報告をしていただきながら、地域協議会としてはそれらの情報をもとにさらに別の検討が必要とされた場合にあらためて検討を始めることとし、本地域協議会としては今回で検討を完結することを方針とする。
- (9) 「国県道の適正な維持管理」について、今後も優先的に検討を進め、早期に事業化する方針として次年度地域協議会へ引継ぐ（申送り）方針とする。

■決定事項

以上(1)から(9)の方針を原案と定め、協議及び質疑応答に移ったが委員から特にご意見ご質問等もなかったことから採決に移った。

採決の結果、原案のとおり全会一致で承認がなされ、今後この方針に基づき次年度地域協議会に引継ぐ（申送り）方針とされた。

3 連絡事項

- (1) 第9回地域計画策定分科会の開催について
- (2) 第12回千郷地域協議会の開催について

以上の事について事務局より連絡。

4 閉会